

八幡台住み良いまちづくり協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、八幡台住み良いまちづくり協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、八幡台の地域住民が相互に協力しあい、地域の諸問題の解決に当たり、安全で安心な暮らしを営むことができるよう、良好なまちづくりを進めることを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会事務局は、八幡台集会所に置く。

(事 業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)瀬戸市地域力向上プラン推進に伴う、八幡台地域のアクションプラン（行動計画）の作成。
- (2)まちづくりへの住民の関わりを推進、啓蒙するための事業。
- (3)まちづくりの推進に向けた講習会、研修会等の開催。
- (4)その他、協議会の目的を達成するために必要な事業。

(組 織)

第5条 協議会は、次の表に掲げる団体において選出された者及び八幡台有志住民（以下「構成員」）で構成する。

八幡台自治会・八幡公民館・八幡台地区社会福祉協議会・少年センター・さくら会・八千代会・よくする会・自主防災会・民生児童委員・安全ボランティア・保健推進員・八幡小学校・八幡小PTA・八幡保育園・はちまん幼稚園・ぱっぽ保育園・光陵中学校・原新聞店

(役 員)

第6条 協議会は、次の役員を置く。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 書記長（庶務） | 1名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 会計監査 | 2名 |

(役員の選任)

第7条 会長の選任は、構成員の互選により決定し、総会での承認を得て決定する。

- 2 副会長、事務局長、書記長、会計及び会計監査は、会長が指名する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、総会が終了するまでは前任者が職務を継続するものとする。

(役員の職務)

第8条 役員は、それぞれ次の職務を履行する。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の運営推進を行う。
- (4) 書記長（庶務）は、協議会の事務を行う。
- (5) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (6) 会計監査は、協議会の会計監査にあたる。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、役員会、連絡会議とする。

- 2 会議は、会長が召集し議長となる。但し、連絡会議は、部長が召集し議長となる。

(総会)

第10条 総会は、1年につき最低1回開催し、次の事項を審議し、承認する。

- (1) 協議会の会則の制定及び改廃に関する事項。
 - (2) 役員の承認に関する事項。
 - (3) 事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算に関する事項。
 - (4) その他、議長が必要と認める事項。
- 2 総会は、構成員の過半数の出席者で成立し、出席者の過半数をもって議事を決する。但し、会則の改廃については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じ開催し、次の事項を審議する。

- (1) 住み良いまちづくり活動の強化、促進に関する事項。
- (2) 住み良いまちづくり活動に対する予算、費用に関する事項。
- (3) その他、会長が必要と認める事項。

(連絡会議)

第12条 連絡会議は、構成員の中から会長が指名する者で構成し、必要に応じ部会を設置し、部の代表者を部長とし、住み良いまちづくり活動にかかる情報交換、確認、意見の調整を行う。

(報酬)

第13条 役員及び構成員の報酬は、無報酬とする。

(経費)

第14条 協議会運営に必要な経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 協議会の収支予算は、役員会において編成し、総会にて承認を得なければならない。

2 協議会の収支決算は会計が作成し、会計監査を経て総会にて承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(補則)

第17条 この会則に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

○
附 則

この会則は、平成23年8月6日より施行する。